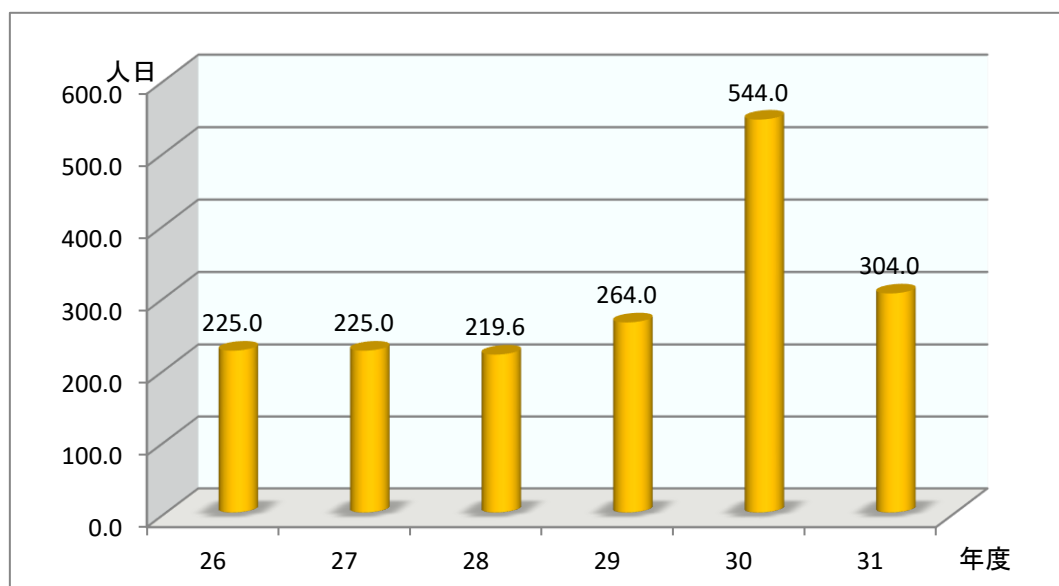


46 その他医療専門職学生の受入実習学生数(自大学以外の養成教育機関から)

解説

自大学以外の養成教育機関から実習を受け入れるためには指導力のある大学病院である必要があります。学生実習に関する教育体制が整っていることを表わします。
単に受け入れ人数とはせず、人数×日数として、教育に費やした延べ時間を評価します。

実績



自己点検評価

特定機能病院として多様な疾患を持つ多彩な症例の検査を経験できるのは大きな利点である反面、指導を実際に担当する視能訓練士が、本院では全員がパート職員であり、午後3時までの勤務となっているため、その後の時間帯の指導が不十分であった。

定義

対象年度1年間の自大学以外の養成教育機関からの実習学生延べ人日(人数×日数)。一日体験実習は除きます。その他医療専門職とは看護職員、薬剤師以外で国家資格の医療専門職を指します。

算式

人日